

長 建 協 発 第 10 号
平成 25 年 4 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共事業労務費調査（平成 24 年 10 月調査）の実施報告について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査の実施報告として、「平成 25 年度公共工事設計労務単価の決定及び建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点から下請け企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、公共工事の設計労務単価は公共工事の積算に用いるためのものであり、下請け契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請け企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれておりませんのでご留意願います。

追って、平成 25 年度公共工事設計労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映するとともに、入札不調対策に対応した単価を設定し、入札不調の増加に応じて公共工事設計労務単価を 3 ヶ月ごとに見直す仕組みが導入されますことを申し添えます。